

# 山鹿市立地適正化計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

番号	項目	質問内容	回答
1	実施要領 7(2)ウ、 8(2)エ(ウ)	実施要領7(2)ウで提案書の用紙の規格がA4縦となっており、実施要領8(2)エ(ウ)では「事前に提出した資料に基づいて行うもの」とありますが、提出した提案書の内容を変更せず、スクリーン投影用に横向きに再編することは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。
2	実施要領 8(2)エ(ウ)	「(ウ)事前に提出した資料に基づいて行うものとし、当日の資料の差し替え又は追加は行わないこと。」との規定がございますが、追加の提案事項がなければプレゼンテーション用スライド資料を準備することが可能との認識でよろしいでしょうか。	提案の内容を変えず、資料も配布しないことを前提として、スクリーンに投影するデータは構成を変更してもかまいません。
3	仕様書第3条(8)	掲げられた関係法令等のうち、「(8)都市計画基礎調査」について、本業務の検討に使用するデータは何年度の調査結果を想定されているでしょうか。	令和3年度の調査結果です。
4	仕様書第18条	・「仕様書」の「(前提条件)第18条」において、「令和6年度に都市計画区域の見直し検討を実施」との記載がありますが、検討内容・成果を閲覧させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
5	仕様書第19条(2)	「本市は平成17年1月に1市4町が合併し誕生した経緯を踏まえ、都市計画区域外である旧4町における地域生活拠点等の設定についての検討を行う。」とあります。 一方で、仕様書第18条では、前提として「本市において令和6年3月に山鹿都市計画マスタープラン(第2期)を策定」とされています。本業務の検討により、前提とする都市計画マスタープランの将来都市構造に位置付けられている地域拠点・生活拠点について、見直し又は再整理の対象となり得ると理解してよろしいでしょうか。	仕様書第19条(2)に記載した内容は、立地適正化計画に都市計画区域外の事項も含めて記載が可能であることから、都市計画区域外にある地域拠点・生活拠点についても、居住誘導及び都市機能誘導等を検討する必要があるため言及したものです。 本業務の検討では、山鹿都市計画マスタープラン(第2期)で示された将来都市構造を基本としますが、現況分析等を通じて地域の実情や課題を改めて検証し、マスタープランの将来都市構造に位置付けられている地域拠点・生活拠点について、必要に応じて見直し又は再整理を行う可能性があります。

## 山鹿市立地適正化計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

番号	項目	質問内容	回答
6		<p>策定委員会（令和8・9年度各2回）、策定検討会（令和8・9年度各2回）、都市計画審議会（令和8年度1回・令和9年度2回）の開催支援が含まれていますが、各会議の委員への謝金・交通費等が発生する場合、当該費用は市が直接負担されると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>仮に受注金額に含める必要がある場合は、おおむねの想定金額をご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	仕様書第19条(10)	<p>「策定委員会」、「策定検討会」及び「都市計画審議会」の支援を行う旨が示されております。「策定委員会」、「策定検討会」の位置づけの違い（設定目的、開催の先後順序）、想定する参加者（「部長級」、「課長級以下」等）をご教示ください。</p>	<p><b>【策定委員会（副市長及び部長級を想定）】</b> 計画の調整及び意思決定を行う。</p> <p><b>【策定検討会（課長級を想定）】</b> 各分野の意見を集約し素案の検討や作成を行う作業部会。</p>
8		<p>・「仕様書」の「（業務の概要）第19条」の「(10)委員会等の開催支援」において、策定委員会、策定検討会の記載がありますが、両者の違いについて、貴市の想定をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>基本的には策定検討会⇒策定委員会の順で開催します。</p>
9	仕様書第19条(11)	<p>「アンケート調査に要する費用（郵送料等含む）については、受注金額に含めるものとする。」とありますが、意見交換会・ワークショップ等を実施する場合の会場費・会場設営費については、受注金額に含めないものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、意見交換会・ワークショップ等の想定規模、開催回数、開催時期について、おおむねの想定がありましたらご教示いただけないでしょうか。</p> <p>あるいは、これらの内容についても、企画提案書における提案事項に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>アンケート調査だけではなく、市民意見の集約に関する費用は全て受注金額に含めます。意見交換会やワークショップ等の会場として市役所会議室（最大80人規模）（無料）を使用することは可能です。</p> <p>市民意見の集約手法（規模や回数を含む）については、企画提案書における提案事項としています。</p>

## 山鹿市立地適正化計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

番号	項目	質問内容	回答
10	仕様書第19条(11) 審査評価項目2	「住民の意見を反映させるために必要な市民アンケート調査や意見交換会、ワークショップなどの実施及びとりまとめ等を行う。手法については提案すること。」との規定がございます。【審査評価項目2】では当仕様項目に直結する審査評価項目が見受けられないように思われますが、どの項目で審査・評価されることになりますでしょうか	「業務内容の理解度」「提案内容の先進性及び独創性」において評価します。
11	様式3 会社概要書 「3 従業員数」 「4 保有する技術職員等の状況」	「本社または本店」及び「支社、支店または営業所」の従業員数（技術系／事務系／合計）を記述するように規定されています。 ・「本社または本店」の従業員数については、本業務に関わるか否かを問わず、「本社または本店」に所属するすべての従業員数を記載する、との認識でよろしいでしょうか。 ・上記の方針とする場合、「支社、支店または営業所」に関しても、「本業務に従事する技術者が属するか否かに拘らず、全国のすべての支社、支店または営業所に属する従業員数を記載する」、との認識でよろしいでしょうか。 ・様式3「4 保有する技術職員等の状況」についても同じ認識でよろしいでしょうか。	・「本社または本店」の従業員数については、お見込みのとおりです。 ・「支社、支店または営業所」の従業員数については、「2 業務を実施する支社、支店又は営業に記載した事業所の人数を記載してください」。 ・「4 保有する技術職員等の状況」についても上記と同様になります。
12	様式3 会社概要書 「5 担当者」	様式3は、配置予定の技術者の分だけコピーしたうえで、本業務に従事予定の全人員の情報を掲載する、との認識でよろしいでしょうか。	「5 担当者」は、プロポーザルにおける担当を記載してください。配置予定技術者を様式3に記載する必要はありません。
13	様式4 業務実績調書	様式欄外の1つ目の※に「その他の土地利用に関する計画図書の策定業務」との記載がございますが、文字通り、「土地利用に関する計画図書」（例えば、地区計画に関する計画図書等も含む。）と認識してよろしいでしょうか。もしくは、実施要領4(9)(ウ)に示すとおり、「都市計画区域または用途地域の見直し…(以下略)」と読み替えて、該当する実績のみを掲載すべきでしょうか。	「その他の土地利用に関する計画図書の策定業務」は、お見込みのとおり、地区計画に関する計画図書等も含まれます。

## 山鹿市立地適正化計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

番号	項目	質問内容	回答
14	様式4 業務実績調書	契約書の写しを添付する事とあるが、契約書の代りにテクリスの完了登録書類の添付で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 テクリスの登録内容確認書の添付でも差支えありません。
15		注意書き欄に「契約書の写しを添付」とありますが、確認できる書類として、TECRIS（テクリス／業務実績情報システム）の登録内容確認書を添付することでよろしいでしょうか。	
16		・「様式4 業務実績調書」の添付資料について、「業務名、契約金額、契約期間及び契約当事者が記載された契約書の写し」は、テクリス登録証明の書類でも問題ないでしょうか。契約書の写しに限りますでしょうか。	
17	様式5 業務実施体制調書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種は「ア 立地適正化計画の策定若しくは見直しに係る支援業務」、同等は「イ 都市計画マスタープランの策定若しくは改定に係る支援業務」、その他の土地利用に関する計画図書は「都市計画区域又は用途地域の見直しに係る支援業務」という認識でよろしいでしょうか。</li> <li>・同種、同等、その他の業務によって、評価上の配点は変わるものでしょうか。</li> <li>・都市計画区域マスタープランは、同等の業務に含めてもよろしいでしょうか。</li> <li>・様式5「業務実施体制調書」の各技術者の業務実績の欄に、欄を追加して3件以上記載してもよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同種は実施要領4(9)のア、同等はイ及びウと捉えています。その他の土地利用に関する計画図書については、関係すると思われるもの記載してください。</li> <li>・同種&gt;同等&gt;その他の業務の順に評価します。</li> <li>・都市計画区域マスタープランは、同等の業務に含めます。</li> <li>・各技術者の業務実績の欄を追加して記載してもかまいません。</li> </ul>
18	様式5 業務実施体制調書	技術者の同種等実績について、契約書の写しやテクリス完了登録書類の添付は必要でしょうか。	各技術者につき最低1件、本業務と同種・同等その他の土地利用に関する計画図書の策定業務に関する実績を有することが分かる書類（テクリスの登録内容確認書等）を提出ください。
19	様式5	技術者の資格について、資格証の写しの添付は必要でしょうか。	不要です。受託候補者となった場合にのみ提出いただきます。
20	業務実施体制調書	・「様式5 業務実績体制調書」について、取得資格を証明する書類を添付する必要はありますか。	

## 山鹿市立地適正化計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

番号	項目	質問内容	回答
21	様式6 企画提案書提出届	「令和 年 月 日付け山都第 号で通知のあった」とありますが、「第〇号」の部分には、仕様書第1条に記載のある「第16号」を記載するものと理解してよろしいでしょうか。	実施要領 7 (7) 企画提案書提出者の選定通知の番号を記載してください。
22	様式 5 業務実施体制調書	審査評価項目 1「配置予定技術者評価」における手持ち業務件数についてプロポーザル参加表明書（様式 2）の提出日時点で、「照査技術者」として従事している業務についても手持ち業務件数に含まれますでしょうか。	照査技術者の評価のみ、照査技術者として従事している業務についても手持ち業務件数に含まれます。 従って、業務実施体制調書（様式 5）の「現在の手持ち業務件数」には、以下のとおり記載ください。
23	審査評価項目 1	審査評価項目 1 に記載のある、配置予定技術者別の手持ち業務件数について、手持ち件数として算定する業務は、照査技術者としての実績を除いてもよろしいでしょうか。	【記入例】 ●件 (うち照査●件)
24	審査評価項目 1	審査評価項目 1 に記載のある、配置予定技術者別の手持ち業務件数について、評価の方法は、絶対評価となるのか、他社と比較した際の相対評価となるのかご教示いただけますでしょうか。	絶対評価となります。
25	審査評価項目 1	配置予定技術者のうち担当技術者に係る「迅速性」の評価において、各担当技術者の手持ち件数は具体的にはどのように評価されるのかをご教示いただけないでしょうか	次のとおり 4 段階で評価します。 【管理技術者・担当技術者】 5点:0～2件 4点:3～5件 3点:6～9件 2点:10件以上 【照査技術者】 A:0～5件 B:6～10件 C:11～19件 D:20件以上
26	審査評価項目 1	審査評価項目 1 に記載のある、配置予定技術者別の手持ち業務件数について、手持ち件数として算定する業務は、税込み 500 万円以上の業務など金額の条件などがあればご教示いただけますでしょうか。	金額の条件はありません。

# 山鹿市立地適正化計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル 質問及び回答

番号	項目	質問内容	回答
27	審査評価項目1	<p>配置予定技術者・照査技術者・技術力の評価において「本業務と同種・同等その他の土地利用に関する計画図書の策定業務の実績」とありますが、照査技術者としての実績が評価対象となるのでしょうか。</p> <p>あるいは、管理技術者・担当技術者・照査技術者のいずれの立場での実績でも対象となるのでしょうか。</p>	<p>照査技術者については、照査技術者として従事した実績も含め評価対象とします。</p> <p>管理技術者・担当技術者については、照査技術者として従事した実績は評価の対象となりません。</p>
28	審査評価項目2	<p>プロポーザル形式では一般的に、業務の成果物を求めるものでなく、業務の実施方針・取組方法を求めるものと認識しております。</p> <p>【審査評価項目2】の第6項目で「本市の地域特性を踏まえた居住・都市機能誘導区域及び誘導施設が検討されているか。」、第8項目で「本市の地域特性を踏まえた防災指針が検討されているか。」と記載されていますが、それぞれ、「本市の地域特性を踏まえた居住・都市機能誘導区域及び誘導施設『を検討するための“作業方針”が提案』されているか。」、「本市の地域特性を踏まえた防災指針『を検討するための“作業方針”が提案』されているか。」といった文脈で評価をなさる、との認識でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
29	審査評価項目2	<p>「審査評価項目2について、企画提案書の内容（技術提案の的確性）について『本市の地域特性を踏まえた居住・都市機能誘導区域及び誘導施設が検討されているか』『誘導施策・誘導方針が検討されているか』『防災指針が検討されているか』と記載があります。企画提案の段階で検討結果を示すということでしょうか？それとも検討方法や方針を示すということでしょうか？」</p>	検討結果ではなく、検討手法や方針を評価するものです。
30	企画提案書	<p>・「企画提案書」等には、会社名や会社名を特定できる内容を記載しても問題ないでしょうか。</p>	問題ありません。